参考資料1

**会議の公開について**

**〇大阪府「就労支援部会運営要綱**」抜粋

（会議の公開）

第九条　部会は、会議の公開に関する指針（昭和六十年十一月二十六日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があると部会長が認めるときは、この限りではない。

**〇大阪府「会議の公開に関する指針**」抜粋

３．会議の公開の基準

　審議会の会議は、原則として公開するものとする。

　ただし、審議会の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1)　会議において大阪府情報公開条例第８条又は第９条の規定に該当する情報に関し審議する場合

**〇大阪府情報公開条例**抜粋

(公開しないことができる行政文書)

第八条　実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができる。

四　府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの